

横手市建設工事条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年１０月１日

横手市長 高 橋 大

１ 入札の方法

（１）本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続きを電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（横手市公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第８又は第９の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあつては、紙入札方式によることができる。

２ 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

（１）共同企業体に関する要件

① 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で施工することとし、横手市建設工事共同企業体制度実施要綱に基づき実施する工事である。

なお、共同企業体名は

「企業名（略称可）・企業名（略称可）旧つきの木館解体工事」

とする。

② 共同企業体は、工事業者による自主結成であること。

③ 共同企業体代表者の出資比率は構成員の中で最大であること。

④ 本工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

⑤ その他の共同企業体に関する要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

（２）共同企業体のすべての構成員に必要な要件

① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

② 横手市建設業者等級格付名簿（発注概要書に示す格付工種及び等級）に登載されていること。

③ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による建設業の許可（発注概要書に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。

④ 発注概要書に示す許可業種について、請負契約を締結する日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査を受けていること。

⑤ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「横手市建設工

事等入札参加者指名停止基準」に基づく指名停止又は「横手市建設工事等の指名の基準に関する運用基準」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

- ⑥ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けていないこと。
- ⑦ 建設業法第3条に規定する営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。
- ⑧ 本工事に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は次により配置されなければならないこと。
 - ・ 発注概要書により専任の監理技術者等を要する場合
発注概要書に示す配置予定技術者の資格を有する者（当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。
 - ・ 発注概要書により専任を要しない主任技術者を要する場合
当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本工事の主任技術者として配置できること。（ただし、本工事の契約工期中に、他工事に専任若しくは常駐で配置される者を除く。）
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑩ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ⑪ 横手市税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑫ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。ただし、電子入札運用基準第8により紙入札を承認された場合は、この限りではない。
- ⑬ 発注概要書記載の工期及び工事概要を遵守できるものであること。
- ⑭ その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

3 入札参加資格確認申請等

（1）入札参加申請に必要な資料等の配布

「電子入札システム」の入札情報サービスによる。

（2）入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に「電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に一部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本工事に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3以上）の金額とする。（ただし、予定価格500万円未満の工事にあつては、原則として契約保証金を免除する。）なお、納付方法等については、横手市契約規則（平成17年規則第58号。以下「規則」という。）の規定による。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に「電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻まで、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、2回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第15に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

- ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（横手市の休日定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して7日（休日

を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

- (7) 落札者となった者は、横手市に納付(納入)すべき市税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札)
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ② 建設工事の件名の記載がないもの
 - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 配置予定技術者(監理技術者等の専任配置を要する場合)

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

9 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用する場合にあっては、制度の運用については、横手市低入札価格調査制度実施要綱及び横手市低入札価格調査判断基準によるほか、次によるものとする。
 - ① 入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
 - ② 低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2（中間前金払を受ける場合は10分の4）以内とする。
- (6) 落札決定通知日は、事情により変更することがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、横手市契約規則及び横手市条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

工事別発注概要書

(工事・JV)

A. 入札参加資格等

工事番号		雄地総一工0804				
工事名		【雄地総一工0804】旧つきの木館解体工事				
工事場所		横手市雄物川町薄井字下小出 地内				
予定工期		令和9年10月15日				
工事概要		・建物解体 公民館棟 RC造一部木造2階建て 延床面積 1,851.75㎡ 屋内運動場棟 S造2階建て 延床面積630.59㎡ 倉庫棟 S造平屋建て 延床面積11.70㎡ プール FRP製 延べ床面積275.10㎡ プール機械室棟 木造平屋建て 延べ床面積14.90㎡ ・アスベスト除去 ・外構（アスファルト舗装、U字側溝、樹木等）撤去				
予定価格		事後公表				
低入札価格調査制度 又最低制限価格制度の適用		低入札価格調査制度を適用				
入札参加形態		特定建設工事共同企業体				
共同企業体の要件		結成形態	2者又は3者による自主結成			
		最小出資比率	2者の場合30%以上、3者の場合は20%以上			
入札参加資格要件	代表者の要件	令和7・8年度横手市建設工事入札参加資格者名簿	格付工種	解体工事		
			等級	A		
		建設業法第3条規定	許可業種	建築工事業		
			許可区分	特定建設業許可		
			営業所の所在地	横手市内に営業所を有すること		
		同種工事の施工実績	有効期間	—		
			工事の内容	—		
		総合評定値（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された直近値）（※）		—		
		配置予定技術者の資格	施工管理技士等	1級建築施工管理技士 1級建築士		いずれかの資格を有する者
				技術士	技術部門	
					総合技術管理部門	
			監理技術者資格証	有無	有（監理技術者講習修了証を含む）	
				工種名	建築工事業	
	同種工事の工事経歴（※）		経歴内容	—		
当該工事での役割		専任の監理技術者				

入札参加資格要件	構成員 1 及び 2 の要件	令和7・8年度横手市建設工事入札参加資格者名簿		格付工種	解体工事			
				等級	A			
		建設業法第3条規定			許可業種	建築工事業		
					許可区分	特定建設業許可		
					営業所の所在地	横手市内に営業所を有すること		
		同種工事の施工実績			有効期間	—		
					工事の内容	—		
		総合評定値（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された直近値）（※）			—			
		配置予定技術者の資格	施工管理技士等		1級建築施工管理技士		いずれかの資格を有する者	
					1級建築士			
					技術士	技術部門		—
						総合技術管理部門		—
			同種工事の工事経歴（※）	経歴内容	—			
当該工事での役割			専任の主任技術者					
その他の事項	・ 市内に主たる営業所を有する業者を1人以上含むこと。 ・ 共同企業体は、建設業法による配置予定技術者のほかに、当該共同企業体構成員のいずれかと入札参加資格確認申請の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、解体工事施工技士の資格を有する者を配置（専任を要しない）しなければならない。なお、配置予定技術者との兼務は可とする。 ・ 公告日時点における令和7・8年度横手市建設工事入札参加資格者名簿に登録のある者							

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)	令和 8 年 10 月 1 日 (木) 午前 9 時 から	
		令和 8 年 10 月 20 日 (火) 午後 5 時 まで	
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号) イ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類 (様式第3号) ウ 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書 エ 特定建設工事共同企業体協定書 オ 各構成員から代表構成員への委任状 カ 使用印鑑届 キ 共同企業体各構成員に係る経営事項審査結果通知書 (直近) の写し ※アについては共同企業体名で作成すること (押印不要) ※イについて代表者は監理技術者を、構成員は主任技術者をそれぞれ 1 名記入すること。 ※エ〜カについては、押印したものをPDFデータ化し添付すること。 また、落札業者については契約時に原本を契約検査課へ提出すること。 ※ 配置技術者について、次の書類のうちいずれか1つを添付すること。 ・登録解体工事講習の修了証 (写し) ・合格後解体工事に関し1年以上の実務の経験を有する証明書類 (写し) ・合格証の写し (平成 2 8 年度以降の合格者に限る)	
	提出方法	電子入札システムによる。 ただし、紙入札方式を承認された者は、上記の提出書類等を全て 1 部持参すること。	
設計図書等の閲覧期間		令和 8 年 10 月 1 日 (木) 午前 9 時 から	
		令和 8 年 10 月 26 日 (月) 午前 9 時 まで	
設計図書等に対する質問期限		令和 8 年 10 月 19 日 (月) まで	
設計図書等に対する回答期限		令和 8 年 10 月 20 日 (火) まで	
入札書提出期間 (サーバー停止時間は除く)		令和 8 年 10 月 21 日 (水) 午前 9 時 から	
		令和 8 年 10 月 26 日 (月) 午前 9 時 まで	
紙入札者の入札書の提出先		横手市財務部契約検査課契約係	
開札予定時刻		令和 8 年 10 月 26 日 (月) 午前 9 時 10 分	
落札決定通知日 (予定)		令和 8 年 10 月 28 日 (水)	
問い合わせ先	入札に関する事項	担当	横手市財務部契約検査課契約係
		電話	0182-35-2169
	設計図書に関する事項	担当	横手市まちづくり推進部雄物川地域課
		電話	0182-22-2111
その他の事項	・落札者との契約方法は、横手市議会の議決を得た後、市が落札者に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とし、横手市議会で議決を得られなかった場合は、解約となります。市は落札者に対していかなる責任も負いません。 ・横手市ホームページに 「最低制限価格・低入札価格調査基準額算出について (令和 4 年 5 月 1 日適用)」 として公表しておりますので、ご確認ください。 ※状況により、公告内容に変更が生じることがありますので、公告内容は適宜ご確認ください。		